

2025年6月30日

お客様各位

島根銀行

### キャッシュカード等によるATM取引の制限について

当行は、特殊詐欺被害防止を目的として、キャッシュカード等によるATM取引（振込・引出し）の制限を実施させていただきます。

キャッシュカードを詐取し、ATMで多額の現金を引き出す等の特殊詐欺被害が全国的に増加していることから、お客様の大切なご預金をお守りするために実施するものです。何卒、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

#### 記

#### 1. 実施日

2025年7月22日(火)

（7月19日～21日はシステムメンテナンスによりATM取引を休止いたします）

#### 2. 実施内容

現在、個人（個人事業主を含む）のお客様1日当たりのATM利用限度額は、振込、引出しの合計で100万円（限度額変更手続きを行った方は除く）となっていますが、今後は年齢に応じた利用限度額の制限がかかります。

これまでに限度額変更手続きを行ったお客様も対象年齢に達すると以下の制限に変更されます。

| 対象年齢  | キャッシュカード等によるATM取引の制限<br>（1日あたりの利用限度額は振込、引出し金額の合算） |              |
|-------|---------------------------------------------------|--------------|
|       | 2025年7月18日以前                                      | 2025年7月22日以降 |
| 75歳以上 | 100万円以下                                           | 30万円以下       |
| 75歳未満 | 100万円以下                                           | 100万円以下      |

キャッシュカード等によるATM取引には、①キャッシュカードによるATM取引、②スマホATMによるカードレス取引および③タブレット取引（今後店頭に設置予定）を含みます。

上記の年齢に応じた取引制限解除を希望される場合は、キャッシュカード（カードレスの場合はご利用の携帯端末）、お届け印（印鑑レスの場合は不要）、および本人確認資料をご準備のうえ、銀行窓口までお申し出ください。郵送手続きについては当行ホームページ（各種ダウンロードサービス）をご参照ください。なお、お手続きは制限実施日以降、お客様が75歳に達してからの受付となります。

以上

本件に関するお問い合わせ  
島根銀行 専用お問い合わせ先  
フリーダイヤル 0120-897-700